

# 重要

# 体育館ご利用の皆様へ

勤労身体障害者教養文化体育館は、設置趣旨に基づき障害のある方の利用を優先としております。  
利用を受け付けている場合であっても、優先順位の高い方からの申し込みがあった場合、利用許可を取り消す場合もございますので、予めご了承ください。

また、施設利用にあたっては、下記対策への御協力をお願いします。

勤労身体障害者教養文化体育館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（令和 2 年 5 月 7 日現在）

## 皆様へのお願い

- ・緊急事態宣言の延長を踏まえ、佐賀県外からの利用はお控えいただくようお願いします。
- ・体調の優れない方、過去 1 4 日以内に政府発表対象国への渡航歴等がある方は利用の自粛をお願いします。
- ・利用にあたっては、利用者の氏名、住居区等が確認できる書類(運転免許証等)の提示をお願いします。
- ・利用前後には、アルコール消毒液のご使用をお願いします。(体育館入口に設置)
- ・器具に触れた後等の手洗い及びアルコール消毒励行をお願いします。
- ・咳エチケットの徹底をお願いします。
- ・職員のマスク着用に対するご理解をお願いします。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、再び臨時休館となる場合もありますので、ご了承ください。

## 利用許可の取扱

### 【団体利用予約】

制限人数内(※1)での申請時のみ、利用を許可するものとする。制限人数を越えての申請があった場合は利用を許可しないものとする。加えて、学生の利用について、休校措置が取られている期間内においては、学校単位等（部活動と認められる団体）での申請は受け付けないものとする。

### 〔利用団体への要請事項〕

- ・観客を伴うもの、多数が集まる大会等は規模縮小または中止や延期の検討
- ・参加者への感染予防についての注意喚起
- ・利用者の名簿（氏名、居住区、連絡先記載）提出（感染者が出た場合の追跡調査のため）

### 【個人利用予約】

個人利用については、申請時に氏名、居住区及び連絡先を明記してもらい、利用を許可する。

【対応期間】 県から解除指示が出されるまで、当分の間実施。

## ○施設利用者や施設職員から感染者、発症者が出た場合

- ・直ちに利用停止、閉鎖し消毒を実施。
- ・罹患者の追跡調査、同一施設利用者の追跡調査の実施。